

幼稚園就園奨励費補助

幼稚園にかかる経費の一部を補助します。

1 対象…市内に住所を有する、幼稚園に在園する満3歳児、3歳児、4歳児、5歳児がいて、下記の基準に該当する世帯。

2 基準と補助額

補助額は、当該年度に納める入園料・保育料（給食費、教材費等は除く）の合計額が上限となりますので、表中の金額まで補助されない場合があります。

●公立幼稚園の場合…父母等に市民税所得割の課税がされていない方が対象です。

(1) 幼稚園にのみお子さんがいる場合（保育園等に兄弟がいる場合を含む）

基 準	減 免 限 度 額 (年 額)		
	平成23年度市民税(年額)	在園中の第1子	在園中の第2子
生活保護世帯	当該年度に納める入園料・保育料全額免除		
市民税が課税されない世帯	20,000円	50,000円	79,000円
市民税所得割が課税されない世帯 (均等割のみ課税の世帯)			

(2) 小学校1～3年生と幼稚園にお子さんがある場合（保育園等に兄弟がいる場合を含む）

基 準	減 免 限 度 額 (年 額)	
	平成23年度市民税(年額)	在園中の最年長者
生活保護世帯	当該年度に納める入園料・保育料全額免除	
市民税が課税されない世帯	35,000円	79,000円
市民税所得割が課税されない世帯 (均等割のみ課税の世帯)		

●私立幼稚園の場合・・・父母等の市民税課税額の合計が基準となります。

(1) 幼稚園にのみお子さんがいる場合（保育園等に兄弟がいる場合を含む）

基準	補助限度額（年額）		
	在園中の第1子	在園中の第2子	在園中の第3子以降
平成23年度市民税（年額）			
生活保護世帯	223,200円	264,000円	303,000円
市民税が課税されない世帯、 市民税所得割が課税されない世帯 （均等割のみ課税の世帯）	193,200円	249,000円	303,000円
市民税所得割額が34,500円以下の世帯	109,200円	207,000円	303,000円
市民税所得割額が34,500円を超えて183,000円以下の世帯	46,800円	175,000円	303,000円

(2) 小学校1～3年生に在学する兄・姉がいる場合（保育園等に兄弟がいる場合を含む）

基準	補助限度額（年額）	
	在園中の最年長者	在園中の次年長者以降
平成23年度市民税（年額）		
生活保護世帯	244,000円	303,000円
市民税が課税されない世帯、 市民税所得割が課税されない世帯 （均等割のみ課税の世帯）	222,000円	303,000円
市民税所得割額が34,500円以下の世帯	159,000円	303,000円
市民税所得割額が34,500円を超えて183,000円以下の世帯	111,000円	303,000円

※公立、私立とも

(1) 「在園中第〇子」…同一世帯から幼稚園に就園している子のこと

例：次男・三男が幼稚園に就園…次男が第1子・三男が第2子に該当

(2) 「在園中の最年長者」…小学校1～3年生の兄・姉を有し、同一世帯から幼稚園に就園している子のこと

例：長男が小学校2年生、次男・三男が幼稚園に就園…次男が在園中の最年長者・三男が在園中の次年長者に該当

(3) 住宅借入金等特別税額控除を市民税額から控除している方は、その控除額と市民税所得割額の合計が基準となります。

3 申請手続き…幼稚園を通じて行います。

4 問合せ先…通園している幼稚園、または静岡市教育委員会学事課

☎354-2532